伊勢原市小中学校外国語指導助手派遣業務 プロポーザル実施要領

令和5年12月

伊 勢 原 市 教 育 委 員 会

1 目的

学校へ配置する外国語指導助手(Assistant Language Teacher 以下「ALT」という。)は、児童生徒への教育的観点から、その人柄・能力等を最重要視すべきである。また、派遣業者についても、緊急時の対応等においてその信頼性が重要であると考えている。ついては、各業者から企画提案を募集し、契約を行う上で最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

2 業務の概要

- (1)委託業務名 令和6年度から令和8年度伊勢原市小中学校外国語指導助手派遣業務
- (2)履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (3)業務内容 別紙「伊勢原市小中学校外国語指導助手派遣業務仕様書」(以下「仕様書」 という。)のとおり

(4)契約上限額

104,280,000円(消費税含む) うち、年次別支払限度額は次のとおり 令和6年度 34,760,000円

令和8年度 34,760,000円

3 担当課・書類提出先

伊勢原市教育部教育指導課 教育指導係 所在地 〒259-1188 伊勢原市田中348番地(伊勢原市役所5階) 電話0463-74-5243(直)0463-94-4711(内線5134) 電子メール sidou@isehara-city.jp

4 スケジュール

内容	期日等	
公募の開始	令和5年12月20日(水)から	
	実施要領を伊勢原市ホームページに掲載・担当課で配布	
参加表明書提出期限	令和5年12月27日(水)午後5時まで	
質問の受付提出期限	令和6年 1月10日(水)午後5時まで	
質問の回答発送	令和6年 1月17日(水)	
企画提案書の提出期限	令和6年 1月31日(水)までの土曜日・日曜日・祝	
	日を除く午前9時から午後5時まで	

プレゼンテーション・ ヒアリング	令和6年	2月 8日 (木)
選考結果の通知	令和6年	2月14日(水)予定

5 応募の資格

このプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たしていなければならない。なお、契約締結までに要件を満たさなくなった場合には、その時点で参加資格を失う。

- (1)伊勢原市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令 16 号)第 167 条の 4 の規定のほか、次の各号に該当しない者。
 - ① このプロポーザル方式実施の公告の日から委託業務契約締結の日までの間のいずれの日においても、伊勢原市競争入札参加資格停止等措置要領に基づく入札参加資格の停止期間中の者。
 - ② 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者。(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。)
 - ③ 伊勢原市暴力団排除条例(平成23年伊勢原市条例第12号)に規定する暴力団員等又は暴力団経営支配法人等である者。
 - ④ 直近の法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納していない者。
- (3) 官公庁において派遣業務の実績がある者。

6 企画提案参加申込み

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下の書類を令和5年12月27日(水)午後5時までに担当課へ電子データ(PDF形式・押印あり)を電子メールに添付し送付すること。また、原本1部を後日、持参または郵送すること。期限までに電子データの送付がない場合は参加の意思がないものとみなす。

- (1)参加表明書(様式1)
- (2)会社概要(任意様式)

7 企画提案書の作成及び提出

- (1)企画提案書の内容
 - ① 企画提案書(表紙)

② 見積書(任意様式)

ア 法人の所在地、名称及び代表者名を記入し、代表者印を押印すること。

- イ 見積総額は、契約上限額(消費税を含む。)を超えないこと。
- ウ 各年度の見積額、具体的な積算内訳を記載するとともに3か年度分の合計額 を記載すること。
- ③ 提案書(提案依頼事項を含む任意様式) 正本:社名入り1部、副本:社名なし10部を提出

(2)提出方法

令和6年1月31日(水)までの土曜日・日曜日・祝日を除く午前9時から午後5時までに担当課に持参するものとする。なお、持参の際は書類の確認を行うため、事前に来庁時間を予約すること。

8 質問の提出及び回答

本業務の内容等に関して質問がある場合は、「質問書(様式2)」により次のとおり行う こと。なお、質問は提出書類及び企画提案書の作成に関するものとし、評価及び審査に関 するものは一切受付けしない。

(1)提出方法

令和6年1月10日(水)午後5時までに電子メールで担当課へ提出する。電子メールの表題は「伊勢原市小中学校外国語指導助手派遣業務に関する質問票(法人名)」とする。なお、メール送信後に事故防止のため、必ず送信確認の電話をすること。

(2)回答方法

質問事項への回答は、令和6年1月17日(水)までに電子メールにより全参加者へ送信する。また、内容に関する再質問は一切受付しない。

9 提案方法

- (1) 予め指定された提案依頼事項について、1社あたり10分のプレゼンテーション及び 小中学校用各5分の模擬授業を行い、提案後に質疑応答を10分行う。
- (2) プレゼンテーションに必要なプロジェクター及びスクリーンは市が準備するものとし、パソコン等その他必要な機器は参加者が準備すること。
- (3) 提案資料の作成及び提案に係る費用は、原則として提案者が負担するものとする。
- (4) プレゼンテーション・ヒアリングの日時及び場所 令和6年2月8日(木)伊勢原市立図書館1階会議室 なお、時間、会場等は別途連絡する。

10 審査

- (1)審査委員会
 - ①審査委員会の構成員は、次のとおりとする。

教育委員会:伊勢原市教育委員会教育指導課長、教育センター所長、指導主事

小学校:伊勢原市立小学校教員代表(3名)

中学校:伊勢原市立中学校英語科教員代表(4名)

- ②審査委員会は、別に定める審査基準に従って各提案を評価し、最も優れた提案者を選定する。
- ③審査委員会は、非公開とする。
- ④審査委員会は、決定結果を各提案者に通知する。
- ⑤審査委員会事務局は、伊勢原市教育委員会教育指導課に置く。

(2) 審查対象項目

- ①会社概要(コンセプト・経営理念等)
- ②ALT業務の内容
- ③ALT業務の実績
- ④ALTの採用体制
- ⑤ALTの研修
- ⑥ALTの管理体制
- (7) 危機管理体制
- ⑧専任ALT 登録数及び資格
- ⑨派遣業務におけるALTの効果的な活用に関する具体的な提案(模擬授業含む)
- ⑩派遣業務履行上のシステム
- ⑪見積の妥当性
- ①模擬授業
- (13)その他

※派遣業務期間が3か年であることを踏まえ、確実に本業務を受注することが可能な費用を積算した上で金額をご提示ください。

(3)契約候補者の選定

書類審査による評価点数と選定委員会における評価点数の合計点が最も高い者を契 約候補者として選定する。

(4)審査結果の通知

評価結果を踏まえ、契約候補者を選定後、後日、選考結果を参加者全員に書面により 郵送にて通知する。なお、選考結果に対する問合せ、異議申し立ては認めない。

11 契約

選考の結果、契約候補者と契約内容の調整、仕様書の決定、見積書の提出を経て、契約 締結とする。

なお、本業務の事業費は、予算の範囲内で執行されるものとします。令和7年度以降の 予算について本派遣業務に係る予算に増減が生じた場合、本市が契約条件で提示した業務 量及び受注予定者が提案した事業費については、協議の上、双方の合意により見直しをす るものとします。

12 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1)「参加資格」の要件を満たさない場合又は満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに企画提案書が提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) 見積金額(消費税及び地方消費税を含む。) が契約上限額を超えている場合

13 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加申込をした後、企画提案書提出期限日までは辞退届(様式3) を担当課へ提出することにより本プロポーザルから辞退することができるが、その後の辞退、選定後の棄権は原則としてできない。ただし、契約候補者が失格等となった場合は、次順位の者と協議する。
- (2) 書類の作成に用いる言語は日本語とし、通貨は円とする。
- (3) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (4) 書類提出後の修正または変更は認めない。
- (5) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、本市がこのプロポーザルの報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (6) 提出された書類の返却は行わない。
- (7) このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、伊勢原市情報公開条例(平成13年伊勢原市条例第4号)に基づき提出書類を公開することがある。なお、本プロポーザルの契約候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については、決定後の公開とする。